

「登米市民プール」指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項、登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号。以下「設置条例」という。）第15条第1項及び登米市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年登米市条例第10号。以下「手続条例」という。）第2条の規定に基づき、登米市民プール（以下「施設」という。）の設置目的をより効果的に達成するため指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称 登米市民プール
- (2) 所在地 登米市迫町佐沼字江合一丁目6番地1
- (3) 施設の設置目的等
 - ① 設置目的 市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与することを目的とする。
 - ② 設置年月日 平成3年4月1日
- (4) 施設の規模、内容等
 - ① 敷地面積 6,263 m²
 - ② 施設構造、建物面積、内容等
 - ・施設構造 : 鉄筋コンクリート造2階建
 - ・建物面積 : 2,528 m²
 - ・内容等 : 競技用プール 425 m²(25m×27m・8コース：非公認)
子ども用プール 81 m²、熟年用プール 27 m²、幼児用プール 40 m²
トレーニング室 72 m²、フィットネススタジオ 72 m²、事務室
 - ③ 設備内容等 冷暖房設備、温水プール、音響設備、地下タンク

2 管理運営の基準

設置条例によるもののほか、その他規則等で定める管理の基準によって管理してください。

- (1) 情報管理
 - ① 守秘義務
指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密及び行政事務で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、または他の目的に使用してはなりません。指定期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または従事者の職務を退いた後においても同様とします。
 - ② 個人情報の取扱い
指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損等の事故の防止、その他個人情報を適正に管理し、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。
- (2) 情報公開
登米市情報公開条例に基づき、市を通じて管理業務の実施にあたり保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに応じてください。
- (3) その他
その他管理運営の基準に関する詳細については、別に定める仕様書のとおりとします。

3 業務の範囲

- (1) 管理運営を行うにあたっての基本的な業務の範囲は、次のとおりとします。

- ① 利用許可に関する業務
- ② 利用料金に関する業務
- ③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 運営に関する業務
- ⑤ ほかに条例の目的を達成するために必要な業務

※上記業務の範囲に関する詳細については、別に定める仕様書のとおり

(2) 指定管理者が行うことができない業務は、次のとおりとします。

- ① 使用料の強制徴収（法第231条の3）
- ② 行政財産の目的外使用許可（法第238条の4）
- ③ 審査請求に対する決定（法第244条の4）

(3) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、指定を受けて実施する管理運営業務の全てを第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部について、市と協議の上、あらかじめ市が認めるときは、第三者への委託を可能とします。

4 利用料金制に関する事項

条例等で定める利用料について、利用料金制を採用し、指定管理者の収入とします。

5 指定期間

指定期間については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとします。

6 応募資格

(1) 法人もしくは団体であること。

※ただし、指定管理開始までに登米市内に事務所または事業所を有すること。

(2) 法人もしくは団体またはその代表者等が、次のいずれの事項にも該当しないこと。

- ① 法人もしくは団体またはその代表者が、協定を締結する能力を有していない者及び破産者で復権を得ていない者
- ② 法人もしくは団体またはその代表者、役員及び使用人が、刑法第96条の3または第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない者
- ③ 法人もしくは団体またはその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条または第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過していない者
- ④ 法人もしくは団体またはその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者
- ⑤ 法人もしくは団体またはその代表者が、暴力団またはその構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者
- ⑥ 法人もしくは団体またはその代表者が、次に掲げる税等を滞納している者
 - ・ 所得税または法人税
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ・ 本市の市税
 - ・ 本市の水道料金及び下水道使用料等の使用料

- ⑦ 法人もしくは団体またはその代表者が、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市または他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して 2 年を経過していない者
- ⑧ 法人もしくは団体またはその代表者が、登米市指名停止基準による指名停止の期間中にある者

(3) 複数の団体等で共同事業体を構成して申請する場合の条件

- ① 代表となる団体を定めること。
- ② 構成団体は連帯して責任を負うこと。
- ③ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできないこと。
- ④ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成団体となることはできないこと。
- ⑤ 代表となる団体及び共同事業体を構成する団体の変更は原則として認めないこと。

7 募集要項等の配布

募集要項等の配布については、令和 2 年 10 月 20 日（火）～令和 2 年 11 月 20 日（金）までの日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前 9 時～午後 5 時まで（郵便での配布は行いません。）とし、登米市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係で配布します。

8 質問事項の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和 2 年 10 月 20 日（火）～令和 2 年 11 月 10 日（火）まで
- ② 受付方法 登米市公の施設における指定管理者募集に関する質問回答票（別記様式第 1 号）に記入の上、ファクシミリまたは電子メールで提出願います。
- ③ 回答方法 令和 2 年 11 月 13 日（金）までに全団体にファクシミリで回答します。

9 現地説明会

現地説明会を下記のとおり開催します。

- ① 開催日時 令和 2 年 11 月 5 日（木） 午前 11 時
- ② 開催場所 登米市民プール
- ③ 参加人数 1 団体 3 名以内
- ④ 申込方法 現地説明会参加申込書（別記様式第 2 号）により令和 2 年 10 月 30 日（金）まで登米市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係へ持参、ファクシミリまたは電子メールにて申込み願います。

10 申請期間

令和 2 年 10 月 20 日（火）～令和 2 年 11 月 20 日（金）までの日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前 9 時～午後 5 時までとし、登米市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係へ直接持参（電子メール、ファクシミリでの提出は不可）してください。

【重要】

提出時（提出時に暇がないときは仮受付とし後日）に書類確認及び提出書類に関するヒアリングを行いますので提出日時をお知らせください。書類確認及びヒアリングの結果によっては書類の訂正等を指示する場合がありますので、期限直前に提出することなどないよう、十分な余裕をもって提出してください。受付した書類の訂正等の申し出は一切受付いたしません。

11 申請書類等

指定申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。提出部数は1部です。なお、提出された申請書及び添付書類はお返ししません。

- ① 指定申請書(様式第1号)
- ② 指定を受けようとする公の施設の事業計画書（別記様式第3号）
- ③ 指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書（別記様式第3号）
- ④ 企画事業計画書（別記様式第4号）
（指定を受けようとする公の施設の設置目的を達成するため市が仕様書等で指定する事業の計画及び施設の効用を発揮させるため自主的に実施する事業の計画を区分して記載）
- ⑤ 施設業務再委託計画書（別記様式第5号）
- ⑥ 指定管理者の申請に係る申出書（別記様式第6号）
（市税の納付済証明書等を添付）
- ⑦ 指定管理者の指定を受けようとする団体の定款、規約その他これらに類する書類
法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- ⑧ 役員名簿（別記様式第7号）及び同意書（別記様式第7号－1、第7号－2）
- ⑨ 団体の概要（別記様式第8号）
- ⑩ 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
（事業年度の前事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書）
- ⑪ 組織の指揮命令系統が分かる組織図、就業規則、経理規則、給与規程等
- ⑫ その他、審査に必要とする資料
（情報公開や個人情報保護に関する規程等及び要望（苦情）対応、環境保護に関する対応、安全管理・危機管理・事故対応、情報管理（情報セキュリティ）マニュアルなど）

※複数の団体等で共同事業体を構成して申請する場合は、共同事業体協定書兼委任状（別記様式第9号）を提出することとし、上記①～⑤以外は構成団体ごとに提出願います。

12 指定管理者（候補者）選定の方法及び選定の基準等

（1）指定管理者（候補者）選定の方法

指定管理者（候補者）選定にあたっては、登米市公の施設指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、提出された申請書類の審査及びヒアリングによる審査を行い選定します。

- ① 第一次審査（書類審査）
- ② 第二次審査（ヒアリング等による審査）

全申請団体について、ヒアリングを行います。日時等の詳細については別途通知します。

（2）選定の基準

選定委員会において、次の評価・選定基準に基づき総合的に審査し、申請のあった公の施設の管理を行うに適した団体を、指定管理者の候補者として選定します。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 公の施設の設置目的を達成するために、事業計画等に沿った管理を安定して行う能力を有し

ているものであること。

(3) 再度の選定

指定管理者（候補者）の選定を行った後、市議会の議決を得るまでの間に、当該予定者を指定管理者（候補者）として選定することができない事情が生じたときは、審査において次点となった者から順に指定管理者（候補者）を選定することができることとします。

13 選定結果の通知及び指定管理者の指定

選定委員会の結果については、全ての申請団体に対して通知します。

選定委員会において、指定管理者の候補者に決定した団体については、その後の市議会の議決を経た後に、指定管理者として指定通知書により通知します。

14 指定の取消し及び業務の停止

市は、モニタリング等により確認された改善すべき事項に対する改善指示に指定管理者が従わないとき、またはその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理の継続が適当でないと認められる場合には、指定期間内であっても指定の取消しまたは期間を定めて管理業務の全部または一部の停止（以下「指定の取消し等」という。）を命じることがあります。

なお、次に掲げる場合には、指定の取消し等となり得ます。

- ① 当該施設の設置条例または協定書の規定に違反した場合
- ② 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく、市の報告の要求または調査に対して、これに応じず、または虚偽の報告を行い、もしくは調査を妨げた場合
- ③ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく、市の指示に従わない場合
- ④ 利用者に対し、正当な理由なく施設の利用を拒み、または不当な差別的扱いをした場合
- ⑤ 指定管理者が法令違反等により、管理業務を継続させることが、社会通念上不適当と判断される場合
- ⑥ 当該施設の指定管理者募集要項に規定した応募資格を満たさなくなったとき、または欠格事項に該当することとなった場合
- ⑦ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- ⑧ 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われない場合
- ⑨ 不可抗力（天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）や人災（戦争、テロ、暴動等）の市または指定管理者の責に帰することができない現象をいう）により、管理業務の継続が著しく困難になったと判断される場合
- ⑩ 指定管理者の経営状況の悪化により、管理業務を継続することが不可能、または著しく困難になったと判断される場合
- ⑪ 指定管理者から、指定の取消または管理業務の全部、または一部の停止を求める書面による申し出があった場合
- ⑫ 当該施設が、公の施設として当初の目的に変更が生じた場合または廃止、統合されることとなった場合
- ⑬ その他、市が当該指定管理者による管理の継続が適当でないと認める場合

15 申請書類等の公表に関する取扱い

申請団体から提出された申請書類等については、登米市情報公開条例に基づき、公表することがあります。また、市議会の議決に係る参考資料として議会に提出する場合があります。

16 その他留意事項

- ① 管理運営に関する詳細な事項については、別に定める仕様書のほか、別途、締結する協定において定めるものとします。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- ③ 市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。
- ④ 提出された書類に虚偽または不正があった場合は、失格とします。
- ⑤ 申請に関して必要となる経費は申請団体の負担とします。
- ⑥ 申請後に辞退される場合は、辞退届（別記様式第10号）を提出してください。
令和2年11月26日（木）午後5時まで受理いたします。

17 問合わせ先及び申請書類提出先

〒987-0602

宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18 番地

登米市教育委員会教育部生涯学習課スポーツ振興係

電話 0220-34-2698 ファクシミリ 0220-34-2504

メール syogaigakusyu@city.tome.miyagi.jp